

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について (ホルムアルデヒド等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充)

1 改正の趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生法令上、製造工程等の管理について、未規制の化学物質であって、がん原性等労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露関係情報等に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしている。

今般、「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」において、ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについて、労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等について必要な改正を行うこととする。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正

現行の安衛令別表第3において第3類物質とされているホルムアルデヒドを、第2類物質に変更すること。ただし、事業者は、ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、当該労働者に対し特殊健康診断を行うことを要しないものとする。

※ ホルムアルデヒドが第2類物質とされることに伴い、これを製造し、又は取り扱う作業場については、作業環境測定を行わなければならないこととなる。

※ 健康管理については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第45条に基づく特定業務従事者健康診断により一般健康診断を6か月ごとに行うこととする。

(2) 特化則の一部改正

① 特化則第2条第3号に規定する特定第2類物質に、ホルムアルデヒド及びホルムアルデヒドをその重量の1%を超えて含有する物（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を追加すること。

② ホルムアルデヒドに係る作業環境測定の記録及び作業環境測定の結果の評価の記録については、30年間保存すること。

③ 特化則第38条の3に規定する特別管理物質に、ホルムアルデヒド等を追加すること。

④ 事業者が、

ア 1,3-ブタジエン若しくは1,3-ブタジエンをその重量の1%を超え

て含有する製剤その他の物（以下「1,3-ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業

イ 硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業

に労働者を従事させるときにおける発散源の密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置等講ずべき措置を定めること。

（3）労働安全衛生規則の一部改正関係

労働安全衛生法第88条第2項に基づく計画の届出をすべき機械等として規定されている労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）別表第7に、1,3-ブタジエン等又は硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）を追加すること。

（4）施行期日等

- ① 一部の規定を除き、平成20年3月1日から施行すること。
- ② この政令及び省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係る

リスク評価検討会報告書（要点）

1 発がん性等の有害性が高い化学物質のうち、国内での取扱量が多い5物質（エピクロロヒドリン、塩化ベンジル、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド及び硫酸ジエチル）のリスク評価を行った。

2 以下（1）から（3）までに掲げる3物質については、それぞれ以下の方向で関係法令の整備を検討すべきである。

（1）1,3-ブタジエン

- 1,3-ブタジエンの製造工程及び合成ゴム製造工程におけるサンプリング、保守、点検、分解、組み立て、修理等の作業については、密閉化、呼吸用保護具の使用等、労働者の健康障害を予防するための措置が必要。

（2）ホルムアルデヒド

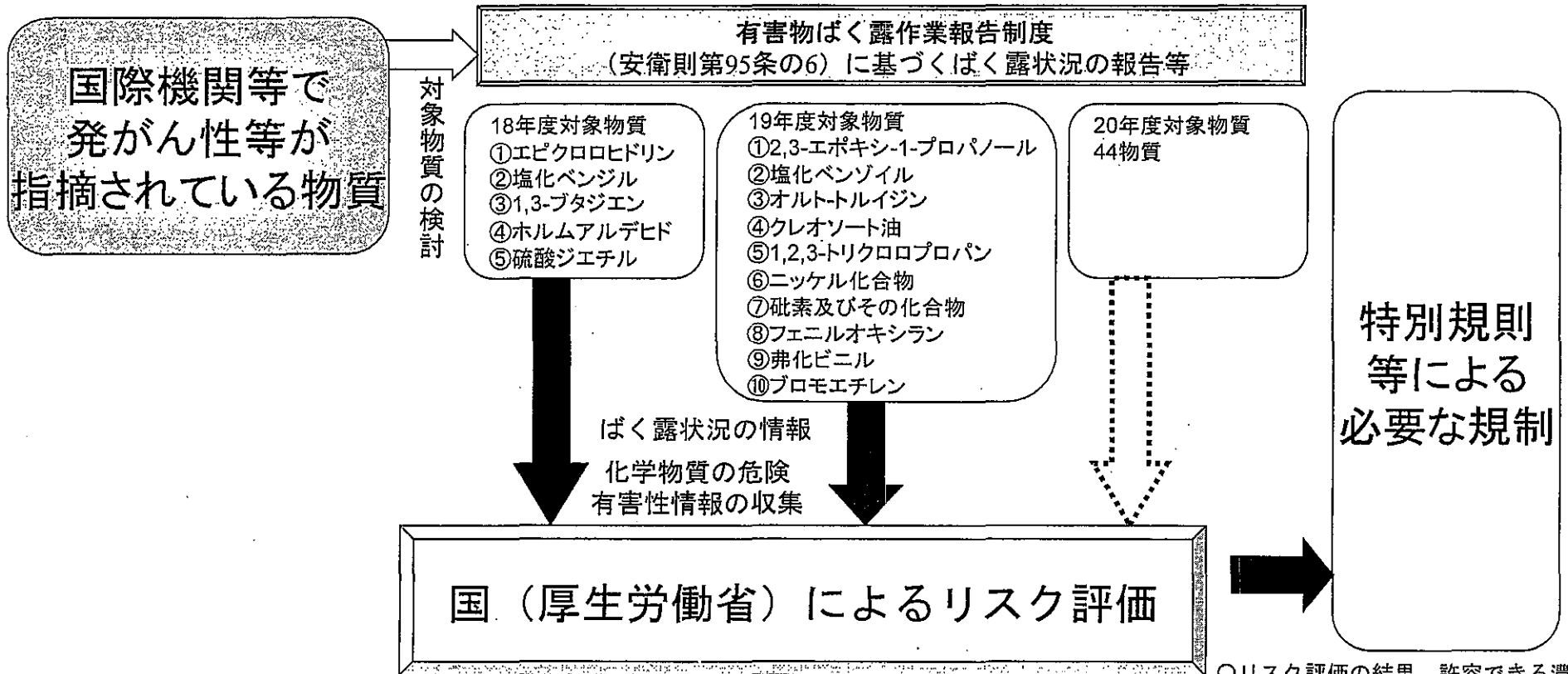
- ホルムアルデヒドについては、労働安全衛生法施行令別表第3の第2類物質とすべき。
- ホルムアルデヒドが原因で、まれに鼻咽頭がんが見られるとされることから、一般健康診断を年に2回実施すべき。

（3）硫酸ジエチル

- 樹脂の製造工程における混合、攪拌、混練、加熱等の作業で、硫酸ジエチルを触媒として使用する作業については、密閉化、局所排気装置の設置等を行うことが必要。

国による化学物質のリスク評価とそれに基づく措置

- 有害物ばく露作業報告制度の創設(平成18年1月)
- 化学物質のハザード情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価
- リスクが高いものについて、必要な規制を実施
- 国際動向を踏まえた規制等のあり方の検討



○リスク評価の結果、許容できる濃度を超えるばく露が認められる場合

特定化学物質障害予防規則の概要

特定化学物質の種類

- ① 第1類物質
がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの
- ② 第2類物質
がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの
- ③ 第3類物質
大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質

主な措置の概要

発散抑制措置（第1類物質及び第2類物質）

- 特定化学物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源の密閉化、局所排気装置の設置、プッシュプル型換気装置の設置等による空気中への発散の抑制

漏えいの防止措置（第3類物質等）

- 第3類物質等を製造・取り扱う設備の腐食防止、バルブ等の開閉方向の表示、送給原材料の表示、計測装置・警報設備の設置等による漏えい防止措置

作業主任者の選任（第1類物質、第2類物質及び第3類物質）

- 一定の資格を有する特定化学物質作業主任者による作業方法の決定、労働者の指揮、排気装置等の点検、保護具の使用状況の監視等の職務の実施

作業環境測定の実施（第1類物質及び第2類物質）

- 6か月ごとに1回、特定化学物質の空気中の濃度を測定・評価し、作業環境の状況に応じて必要な改善措置を実施

健康診断の実施（第1類物質及び第2類物質）

- 雇入れ又は配置換えの際及びその後6か月ごとに、特定化学物質の種類に応じた検診項目について健康診断を実施

対象物質の主な性状、有害性情報及び用途の例

物質名 (CAS No)	構造式	主な性状	主な有害性情報	用途の例 【製造量】
ホルムアルデヒド (50-00-0)	$\begin{array}{c} \text{H}-\text{C}=\text{O} \\ \\ \text{H} \end{array}$	気体 沸点 -19.2°C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発がん性 (IARC: 1) ○ 皮膚を刺激し硬化させ、ひび割れ、潰瘍を生ずる。 ○ 蒸気は目を刺激し、涙が出る。吸入すると、粘膜が刺激されてせきが出る。 ○ 慢性症状として肝臓・腎臓の障害が起こる。 ○ 感作性 (アレルギー性) があり、化学物質過敏症 (シックハウス症候群) の原因となる。 	フェノール系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポリアセタール樹脂原料、界面活性剤、農薬、塗料、接着剤、メッキ液、消毒剤、防腐剤、燻蒸剤、その他有機合成原料、脱臭剤 【約 110 万トン】
1, 3-ブタジエン (106-99-0)	$\text{H}_2\text{C}=\text{CH}-\text{CH}=\text{CH}_2$	気体 比重 0.6 沸点 -4.4°C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発がん性 (IARC: 2A) ○ 濃厚なガスは麻酔作用を示す。(希薄なときは顕著には現れない。) ○ 皮膚・目・鼻の粘膜などを刺激して、炎症を起こすことがある。 	合成ゴムの原料 (SBR、NBR等)、ABS樹脂、ナイロン66の原料 【約 100 万トン】
硫酸ジエチル (64-67-5)	$\text{C}_2\text{H}_5\text{SO}_4$	無色液体 比重 1.2 沸点 209°C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発がん性 (IARC: 2A) ○ 眼、皮膚、気道を刺激する。 ○ エーロゾルを吸入すると肺水腫を起こすことがある。 ○ 飲み込むと、腹痛、灼熱感、吐き気、咽頭痛を引き起こすことがある。 	エチル化剤 (染料原料、医薬品原料、農薬原料等)、ファインケミカル工業での使用 【約千~1万トン】

※ IARC (国際がん研究機関) による発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性がある

2A: ヒトに対しておそらく発がん性がある